

# 犯罪多発世代の少年期

— コーホート分析による知見 —

中 尾 暢 見

## 1. 問題の所在

日本では高齢者犯罪が激増している。高齢者が加害者となる犯罪は、これまで注目されてこなかった。『犯罪白書』では、これまで少年犯罪の項目は一編を設けて解説がなされてきたが、高齢者犯罪は2007年版の白書まで本格的に取りあげられることがなかった。ところが1989年から2012年までの23年間に高齢者による暴行事件は62.9倍へ激増という異常事態が生じている。

高齢者が加害者となる背景とメカニズムについて筆者は2014年3月に4つの説を提示して、この4つの説の複合的な要因によるとの見解を示した(中尾 2014)。それに対して高齢者人口の増加を高齢者犯罪の増加と取り違えていないか、特定世代の人に加害者が集中するなどあり得ないのではないか、人口比でみると異論がある等の質問や意見を受けた。

そこで本稿では犯罪多発世代の特質を少年期に限定してコーホート分析による検証を行う。犯罪多発世代とは1940年から1946年までに生まれた世代であり、ライフステージに即して少年期には少年犯罪、中年期には中年犯罪、そして高齢期には高齢者犯罪が増加している世代である(中尾 2010, 2014)。

## 2. 分析の視点としてのコーホート分析

### (1) コーホート分析の手法

コーホート分析では2つの出生コーホートを設定した。1つは、犯罪多発世代(1940年から1946年生まれ)と第1次ベビーブーマーである1947年と1948年生まれを加えた1940年から1948年生まれのコーホートであり、1940年代組とも表記する。もう1つは、第2次ベビーブーマーである団塊ジュニア世代(1971年から1974年生まれ)と犯罪多発世代と比較

するために1970年と1975年と1976年生まれを加えた1970年から1976年生まれのコホートであり、1970年代組とも表記する。

両コホート共に7年間で1つの世代として扱う。犯罪多発世代は隣接して第1次ベビーブーマーが含まれるため比較検証用に設定範囲を広げた。日本には戦後2度のベビーブームがあり、2回共それぞれ約800万人の人口を有する人口の塊世代である。日本人を研究対象にする場合は度々考察対象となされてきた世代でもある。時代による影響を考察するためには異時代に生きた世代を考察対象とする必要があるため第2次ベビーブーマーも追加した。

コホート分析は特定の出生コホートの人々を加齢と共にその軌跡を辿り、経年変化を考察する手法を用いる。具体的には1940年に14歳の人は、1941年には15歳、1942年には16歳と1年経過する毎に1歳加齢するため年齢表をスライドさせる。そして、単年度ごとの統計データを繋ぎ合わせて考察することで同じ出生コホートの人々のライフコースを再構築することが可能になる。犯罪多発世代と団塊ジュニア世代の加齢表（表1と表2）とを参照しながらページを進めて頂きたい。分析ではコホート効果、時代効果、加齢（年齢）効果という3つの効果を検証する。

## (2) 科学的な検証の論拠としての犯罪データ

科学の分野では他者が論文を読んで再検証ができること、すなわち再現性が求められる。そこで以下では知見を導き出すために用いる論拠データを示す。警察庁が公開している犯罪数のデータ<sup>1)</sup>は3種類あり、それは①犯罪の認知件数（警察が事件の発生を認知した数）、②検挙件数（警察が刑法犯で検挙した事件の数）、③検挙人員〔以下、検挙人数と表記〕（警察が検挙した事件の被疑者の数）である。1人で複数の罪を犯す人がいるため、検挙人数よりも検挙件数の方が多く、認知件数はさらにカウント数が増える。ちなみに『平成25年版 犯罪白書』によると、2012年の刑法犯総数データは、認知件数が2,015,347件、検挙件数が1,070,838件、検挙人数が939,826人であった。

## (3) 二次データの表示方法

二次データの分析は経年変化を把握する点において欠かせない。二次データの分析をするときの留意点は、データのカテゴリー区分の仕方と

犯罪多発世代の少年期

表1 犯罪多発世代の加齢表

年号	〔少年〕単位：人			〔成人〕単位：人			単位：人	出生年の単位：歳（年齢）						人生段階			
	少年補導 罪人 数	10万人 中	少年 凶悪犯 人 数	10万人 中	成人補導 罪人 数	10万人 中		成人 凶悪犯 人 数	10万人 中	人口	1940 年	1941 年	1942 年		1943 年	1944 年	1945 年
1940年			11,114	15				71,933,000	0								
1941年	52,709		1,054		281,708		3,906		1	0							
1942年	66,588	1,073			232,807		4,224		2	1	0						
1943年	61,366	1,010			285,343		4,050		3	2	1	0					
1944年	75,272	1,048	14	235,679	323	3,727	51	73,064,000	4	3	2	1	0				
1945年	54,397	76	896	12	188,183	261	3,184	44	71,998,000	6	5	3	2	1	0		
1946年	111,990	153	3,574	49	335,094	456	13,711	188	73,114,000	11	10	9	8	7	6	5	4
1948年	124,836	156	4,864	61	425,704	532	18,986	237	80,002,000	8	7	6	5	4	3	2	1
1949年	131,916	161	4,529	55	453,412	554	17,304	212	81,773,000	9	8	7	6	5	4	3	2
1950年	158,426	190	4,958	60	458,297	551	17,079	205	83,200,000	10	9	8	7	6	5	4	3
1951年	166,433	197	4,332	51	432,602	535	14,981	177	84,573,000	11	10	9	8	7	6	5	4
1952年	183,247	167	4,427	52	432,605	504	15,085	176	85,852,000	12	11	10	9	8	7	6	5
1953年	126,097	145	3,631	42	421,453	484	13,335	153	87,033,000	13	12	11	10	9	8	7	6
1954年	120,413	136	4,367	49	419,376	475	14,812	168	88,293,000	14	13	12	11	10	9	8	7
1955年	121,753	136	4,571	51	437,104	490	15,735	176	89,276,000	15	14	13	12	11	10	9	8
1956年	100,758	112	4,479	50	427,192	473	14,109	156	90,259,000	16	15	14	13	12	11	10	9
1957年	114,302	131	5,465	60	430,255	472	14,449	159	91,088,000	17	16	15	14	13	12	11	10
1958年	124,379	135	7,495	81	420,893	457	18,581	202	92,010,000	18	17	16	15	14	13	12	11
1959年	139,618	150	7,684	83	417,455	449	17,925	193	92,973,000	19	18	17	16	15	14	13	12
1960年	147,899	158	7,504	80	413,565	443	17,453	187	93,419,000	20	19	18	17	16	15	14	13
1961年	158,384	169	7,136	76	422,310	448	16,943	180	94,285,000	21	20	19	18	17	16	15	14
1962年	192,941	181	6,525	49	405,625	422	14,459	159	91,088,000	22	21	20	19	18	17	16	15
1963年	174,251	181	6,397	67	432,298	450	15,167	158	96,156,000	23	22	21	20	19	18	17	16
1964年	190,442	196	6,596	68	488,800	502	15,676	161	97,186,000	24	23	22	21	20	19	18	17
1965年	190,864	194	6,575	69	515,903	525	15,658	159	98,275,000	25	24	23	22	21	20	19	18
1966年	192,789	194	6,615	67	547,866	553	14,987	151	99,054,000	26	25	24	23	22	21	20	19
1967年	184,594	184	6,425	49	517,904	526	14,045	140	100,243,000	27	26	25	24	23	22	21	20
1968年	188,672	186	4,899	48	734,819	725	13,662	135	101,408,000	28	27	26	25	24	23	22	21
1969年	187,029	182	4,175	41	812,952	792	13,471	131	102,648,000	29	28	27	26	25	24	23	22
1970年	190,216	183	3,619	35	883,254	852	12,235	118	103,720,000	30	29	28	27	26	25	24	23
1971年	180,709	172	3,338	32	845,590	805	12,362	118	105,014,000	31	30	29	28	27	26	25	24
1972年	162,112	151	3,848	27	813,894	759	10,849	101	107,332,000	32	31	30	29	28	27	26	25
1973年	163,551	150	2,404	22	767,778	706	9,679	89	108,710,000	33	32	31	30	29	28	27	26
1974年	162,585	148	2,361	21	689,787	627	9,214	84	110,049,000	34	33	32	31	30	29	28	27
1975年	161,374	144	2,250	20	668,802	597	9,213	82	111,940,000	35	34	33	32	31	30	29	28
1976年	159,488	141	1,801	16	671,229	594	8,428	75	113,089,000	36	35	34	33	32	31	30	29
1977年	162,732	142	1,646	14	659,747	578	7,781	68	114,554,000	37	36	35	34	33	32	31	30
1978年	183,177	159	1,656	14	660,361	573	7,411	64	115,174,000	38	37	36	35	34	33	32	31
1979年	191,611	165	1,718	15	648,722	559	7,350	63	116,133,000	39	38	37	36	35	34	33	32
1980年	215,886	184	1,930	16	653,958	559	7,239	62	117,060,000	40	39	38	37	36	35	34	33
1981年	236,009	200	2,015	17	668,634	567	7,516	64	117,884,000	41	40	39	38	37	36	35	34
1982年	244,902	206	1,879	16	699,499	589	7,257	61	118,693,000	42	41	40	39	38	37	36	35
1983年	252,587	208	1,707	14	710,957	595	6,851	57	119,483,000	43	42	41	40	39	38	37	36
1984年	245,377	204	1,645	14	715,986	595	6,735	56	120,235,000	44	43	42	41	40	39	38	37
1985年	248,073	205	1,425	12	722,296	597	6,268	52	121,049,000	45	44	43	42	41	40	39	38
1986年	242,387	199	1,522	13	725,510	596	6,007	49	121,672,000	46	45	44	43	42	41	40	39
1987年	248,410	203	1,318	11	735,521	602	5,802	47	122,264,000	47	46	45	44	43	42	41	40
1988年	254,988	208	1,248	10	733,866	598	5,279	43	122,783,000	48	47	46	45	44	43	42	41
1989年	230,087	187	1,225	10	704,107	571	4,736	38	123,255,000	49	48	47	46	45	44	43	42
1990年	215,962	175	1,078	9	683,688	553	4,723	38	123,611,000	50	49	48	47	46	45	44	43
1991年	208,790	168	1,152	9	690,233	556	4,687	38	124,043,000	51	50	49	48	47	46	45	44
1992年	191,863	154	1,178	9	731,090	587	4,709	38	124,452,000	52	51	50	49	48	47	46	45
1993年	186,308	149	1,144	9	772,287	619	4,190	32	124,764,000	53	52	51	50	49	48	47	46
1994年	178,026	142	1,382	11	796,132	637	3,526	44	125,034,000	54	53	52	51	50	49	48	47
1995年	170,420	136	1,291	10	799,759	637	3,509	42	125,570,000	55	54	53	52	51	50	49	48
1996年	173,206	138	1,496	12	806,069	640	3,459	43	125,864,000	56	55	54	53	52	51	50	49
1997年	189,304	140	2,263	18	767,956	609	6,633	53	126,166,000	57	56	55	54	53	52	51	50
1998年	194,305	154	2,197	17	812,299	642	6,949	55	126,486,000	58	57	56	55	54	53	52	51
1999年	179,223	142	2,237	18	900,784	711	7,217	57	126,686,000	59	58	57	56	55	54	53	52
2000年	172,783	136	2,120	17	987,359	778	7,488	59	126,926,000	60	59	58	57	56	55	54	53
2001年	178,872	141	2,127	17	1,017,025	799	7,490	59	127,291,000	61	60	59	58	57	56	55	54
2002年	181,940	143	1,986	16	1,037,624	814	7,726	61	127,435,000	62	61	60	59	58	57	56	55
2003年	182,145	143	2,212	17	1,087,600	852	8,362	66	127,619,000	63	62	61	60	59	58	57	56
2004年	172,885	135	1,534	12	1,116,531	874	7,519	59	127,687,000	64	63	62	61	60	59	58	57
2005年	158,453	124	1,441	11	1,120,026	877	7,047	55	127,768,000	65	64	63	62	61	60	59	58
2006年	145,433	114	1,170	9	1,095,925	858	6,459	51	127,770,000	66	65	64	63	62	61	60	59
2007年	132,003	103	1,042	8	1,052,333	824	5,923	46	127,771,000	67	66	65	64	63	62	61	60
2008年	116,847	92	956	7	965,108	756	5,624	44	127,692,000	68	67	66	65	64	63	62	61
2009年	114,565	89	949	6	937,659	729	5,653	43	127,573,000	69	68	67	66	65	64	63	62
2010年	109,461	85	783	6	919,656	718	5,021	39	128,057,000	70	69	68	67	66	65	64	63
2011年	99,473	78	785	6	886,595	694	4,786	37	127,799,000	71	70	69	68	67	66	65	64
2012年	87,153	68	836	7	852,673	669	4,779	37	127,515,000	72	71	70	69	68	67	66	65
2013年									127,298,000	73	72	71	70	69	68	67	66
2014年										74	73	72	71	70	69	68	67

表1と表2の典拠：刑法犯データは、総務省統計局「政策統計官・統計研修所「第28章 司法・警察」と「平成25年版 犯罪白書」より作成。

人口データは、総務省統計局「第4表 年齢（各歳）、男女別人口（各年10月1日現在）-総人口（大正9年～平成12年）&（平成12年～22年）」および2011年から2013年は総務省統計局「人口推計（平成25年10月1日現在）結果の要約」より抜粋。

備考：凶悪犯は、殺人、強盗、放火、強姦の4種を合計した数値である。少年補導・検挙の列は、犯行時に14歳から19歳までの一般刑法犯の人数である。少年補導・検挙人数の1940年と少年凶悪犯の1940年から1947年までは、14歳未満の人による触法行為数を含んでいる。

表2 団塊ジュニア世代(1970年代組)の加齢表

年号	【少年】単位:人			【成人】単位:人			単位:人	出生年の単位:歳(年齢)					1976年	人生段階		
	少年 総人数	10万 人中	少年 凶悪犯 人中	成人 総人数	10万 人中	成人 凶悪犯 人中		1970 年	1971 年	1972 年	1973 年	1974 年			1975 年	
1970年	190,216	183	3,619	35	885,254	852	12,235	118	103,720,000	0	1	0	0	0		
1971年	180,709	172	3,338	32	845,594	805	12,562	118	103,014,000	1	0	0	0	0		
1972年	162,312	151	2,848	27	814,394	759	10,849	101	107,332,000	2	1	0	0	0		
1973年	163,551	150	2,404	22	767,778	706	9,679	89	108,710,000	3	2	1	0	0		
1974年	162,585	148	2,361	21	689,787	627	9,214	84	110,049,000	4	3	2	1	0		
1975年	161,374	144	2,250	20	668,802	597	9,213	82	111,940,000	5	4	3	2	1	0	
1976年	159,488	141	1,801	16	671,229	594	8,428	75	113,089,000	6	5	4	3	2	1	0
1977年	162,572	142	1,646	14	659,747	578	7,781	68	114,154,000	7	6	5	4	3	2	1
1978年	183,177	159	1,656	14	660,361	573	7,411	64	115,174,000	8	7	6	5	4	3	2
1979年	191,611	165	1,718	15	648,722	559	7,350	63	116,133,000	9	8	7	6	5	4	3
1980年	215,886	184	1,930	16	653,958	559	7,239	62	117,060,000	10	9	8	7	6	5	4
1981年	236,009	200	2,015	17	668,634	567	7,516	64	117,884,000	11	10	9	8	7	6	5
1982年	244,902	206	1,879	16	699,149	589	7,257	61	118,893,000	12	11	10	9	8	7	6
1983年	252,287	211	1,707	14	710,957	595	6,851	57	119,483,000	13	12	11	10	9	8	7
1984年	245,377	204	1,645	14	715,986	595	6,735	56	120,235,000	14	13	12	11	10	9	8
1985年	248,073	205	1,425	12	722,296	597	6,268	52	121,049,000	15	14	13	12	11	10	9
1986年	242,487	199	1,522	13	725,510	596	6,007	49	121,672,000	16	15	14	13	12	11	10
1987年	248,410	203	1,318	11	735,521	602	5,802	47	122,264,000	17	16	15	14	13	12	11
1988年	254,808	208	1,248	10	733,886	598	5,279	43	122,783,000	18	17	16	15	14	13	12
1989年	230,087	187	1,225	10	704,107	571	4,756	38	123,255,000	19	18	17	16	15	14	13
1990年	215,962	175	1,078	9	683,688	553	4,723	38	123,611,000	20	19	18	17	16	15	14
1991年	208,790	168	1,152	9	690,233	556	4,687	38	124,043,000	21	20	19	18	17	16	15
1992年	191,863	154	1,178	9	731,090	587	4,709	38	124,452,000	22	21	20	19	18	17	16
1993年	186,208	149	1,144	9	772,267	619	5,190	42	124,764,000	23	22	21	20	19	18	17
1994年	178,026	142	1,352	11	796,132	637	5,526	44	125,034,000	24	23	22	21	20	19	18
1995年	170,420	136	1,201	10	799,759	637	5,309	42	125,570,000	25	24	23	22	21	20	19
1996年	173,206	138	1,496	12	806,609	640	5,459	43	125,864,000	26	25	24	23	22	21	20
1997年	189,504	150	2,263	18	767,956	609	6,633	53	126,186,000	27	26	25	24	23	22	21
1998年	194,305	154	2,197	17	812,299	642	6,949	55	126,486,000	28	27	26	25	24	23	22
1999年	193,323	142	2,237	18	900,784	711	7,217	57	126,886,000	29	28	27	26	25	24	23
2000年	172,783	136	2,120	17	987,359	778	7,488	59	126,926,000	30	29	28	27	26	25	24
2001年	178,872	141	2,127	17	1,017,025	799	7,490	59	127,291,000	31	30	29	28	27	26	25
2002年	181,940	143	1,986	16	1,037,624	814	7,726	61	127,435,000	32	31	30	29	28	27	26
2003年	182,145	143	2,212	17	1,087,640	852	8,362	66	127,619,000	33	32	31	30	29	28	27
2004年	172,885	135	1,584	12	1,116,531	874	7,519	59	127,687,000	34	33	32	31	30	29	28
2005年	158,453	124	1,441	11	1,120,026	877	7,047	55	127,768,000	35	34	33	32	31	30	29
2006年	145,433	114	1,170	9	1,095,925	858	6,459	51	127,700,000	36	35	34	33	32	31	30
2007年	132,003	103	1,042	8	1,052,333	824	5,923	46	127,771,000	37	36	35	34	33	32	31
2008年	116,847	92	956	7	965,108	756	5,634	44	127,692,000	38	37	36	35	34	33	32
2009年	114,565	90	949	7	937,273	735	5,654	44	127,510,000	39	38	37	36	35	34	33
2010年	109,461	85	783	6	919,656	718	5,021	39	128,057,000	40	39	38	37	36	35	34
2011年	99,473	78	785	6	886,595	694	4,786	37	127,990,000	41	40	39	38	37	36	35
2012年	87,153	68	836	7	852,673	669	4,779	37	127,515,000	42	41	40	39	38	37	36
2013年									127,298,000	43	42	41	40	39	38	37
2014年										44	43	42	41	40	39	38
2015年										45	44	43	42	41	40	39
2016年										46	45	44	43	42	41	40
2017年										47	46	45	44	43	42	41
2018年										48	47	46	45	44	43	42
2019年										49	48	47	46	45	44	43
2020年										50	49	48	47	46	45	44
2021年										51	50	49	48	47	46	45
2022年										52	51	50	49	48	47	46
2023年										53	52	51	50	49	48	47
2024年										54	53	52	51	50	49	48
2025年										55	54	53	52	51	50	49
2026年										56	55	54	53	52	51	50
2027年										57	56	55	54	53	52	51
2028年										58	57	56	55	54	53	52
2029年										59	58	57	56	55	54	53
2030年										60	59	58	57	56	55	54
2031年										61	60	59	58	57	56	55
2032年										62	61	60	59	58	57	56
2033年										63	62	61	60	59	58	57
2034年										64	63	62	61	60	59	58
2035年										65	64	63	62	61	60	59
2036年										66	65	64	63	62	61	60
2037年										67	66	65	64	63	62	61
2038年										68	67	66	65	64	63	62
2039年										69	68	67	66	65	64	63
2040年										70	69	68	67	66	65	64
2041年										71	70	69	68	67	66	65
2042年										72	71	70	69	68	67	66
2043年										73	72	71	70	69	68	67
2044年										74	73	72	71	70	69	68

フォーカスする箇所の設定である。たとえ同じデータであっても加工処理や表示の仕方によって図表をみた時の印象は全く異なる場合が多い。実数

と比率のどちらを使って表示するのか。母集団はどこに設定するのか。同じデータでも複数の表示方法があるためデータを多側面から考察する必要がある。

本稿では、犯罪データをどれぐらいの人口比設定で表示するのかをデータ毎に調整している。凶悪犯は全人口から計算すると人数が少ないため人口100万人あたり何人が該当するかという計算をしている。検挙人数は人口比10万人あたりである。もしも検挙人数を人口100万人あたりで計算すると、あるいは逆に凶悪犯を人口10万人あたりで計算すると凶にした時には表示する線の間隔が圧縮されて変化を読み取りづらくなる。そのため両データでは意図的に人口比を異にして表示している。

### 3. 犯罪データからみる傾向

#### (1) 犯罪の検挙人数の推移－成人 vs 少年

人口10万人あたりの検挙人数<sup>2)</sup>をみると成人は1970年と2005年に2回のピークがあり、それを境に増減の変化を読み取ることができる。近年の検挙人数は減少傾向に見えるが、年齢層別にみると高齢者犯罪は増加している(図4)。他方、少年の検挙人数は長期的に減少傾向である。とりわけ近年に至るほど減少傾向は顕著である(図1)。人口サイズを揃えて成人と少年とを比較すると成人の方が多いことが分かる。

#### (2) 凶悪犯犯罪の推移－成人 vs 少年

検挙された人のうち凶悪犯に限ってその推移をみると、成人と少年共に減少傾向にあることが読み取れる(図2)。成人凶悪犯は戦後3回のピークがあり、1回目は1948年、2回目は1958年、3回目は2003年であった。他方で少年凶悪犯は、1959年のピーク以降は右肩下がりに減少傾向である。

また成人と少年とを比較した場合は、少年凶悪犯罪の方が少ないことも明らかである。検挙人数(図1)と凶悪犯人数(図2)とを比較すると、両方で減少傾向を示しているように見えるのと同時にピークの時期に違いがあることが分かる。ここから犯罪の種類や特質を分析する必要があると推察される。

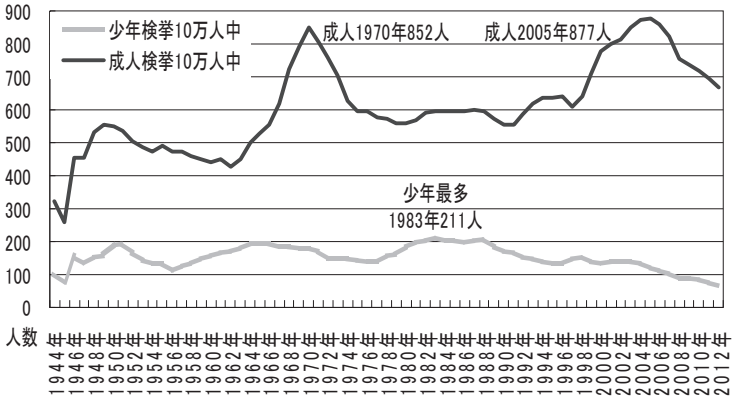


図1 人口10万人あたりの成人と少年の検挙人数の推移

出典：表1 データより作成

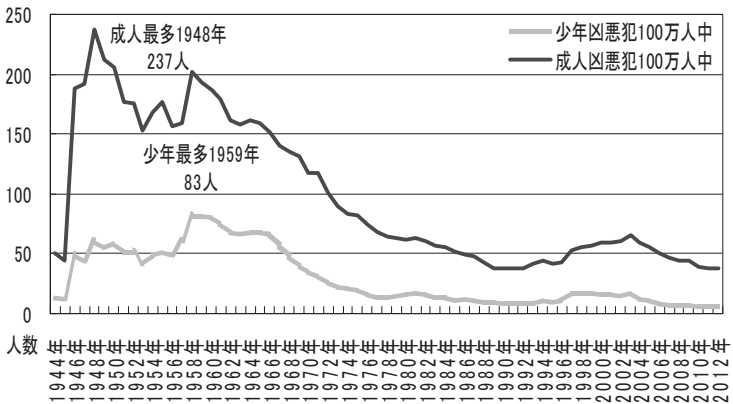


図2 人口100万人あたりの成人と少年の凶悪犯の人数推移

出典：表2 データより作成

#### 4. 少年犯罪は減少傾向にもかかわらず厳罰化

##### (1) 問題視され続けた少年犯罪

少年による特異な事件が起こる度に今日の少年は凶悪で危険だというコメントを多く見受ける。加えて、若い世代は何を考えているのか分からな

い。昔はもっときちんとしていたのという言葉は繰り返すように言われてきた。凶悪事件は、いつの時代どこの社会にも起こり得る。凶悪な罪を犯す少年にとって必要なのは、教育か厳罰かは議論の分かれる論点であると言える。

## (2) 厳罰化する少年犯罪

少年法は2000年と2007年に大きな改正がなされた。2000年の改正では刑事罰の対象を16歳以上から14歳以上に引き下げると同時に16歳以上の重大犯罪は原則として逆送すると定められた。2007年の改正では少年院の年齢下限を14歳からおおむね12歳に引き下げると同時に14歳未満であっても警察による強制的な調査が可能になった。これは少年院送致の下限年齢を撤廃したことを意味する。つまり、少年法は厳罰化へと方向転換した。

## (3) 減少傾向にある少年犯罪

少年の補導・検挙人数は、戦後3回のピークがあった(図3)。1回目は1951年、2回目は1964年、3回目は1983年であり、1990年代以降は右肩

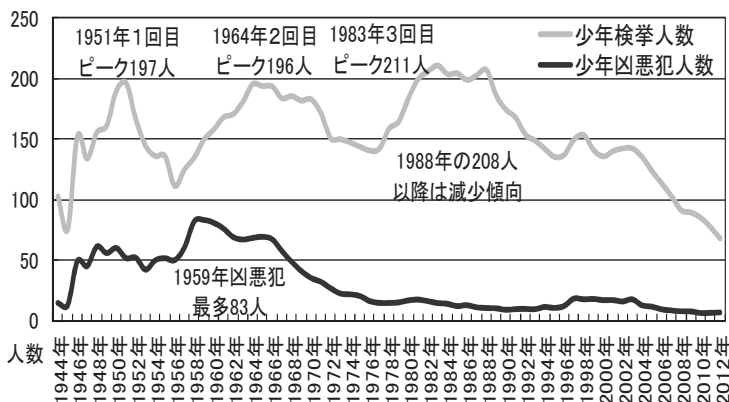


図3 少年検挙人数と少年凶悪犯人数の推移 (単位: 人)

出典: 総務省統計局・政策統括官・統計研修所「第28章 司法・警察」より作成

備考: 少年検挙人数は人口10万人あたりの人数、少年凶悪犯人数は人口100万人あたりの人数である。

下がりである。他方で、少年凶悪犯罪は1959年にピークを迎えるが、その後は右肩下がり減少傾向にある。ところが『犯罪白書』と『警察白書』では、初年度版から最新版に至るまで少年犯罪の項目は設けているが、増加傾向にある高齢者犯罪は2007年以降に『犯罪白書』において取りあげられる程度であった。

## 5. 激増する高齢者犯罪

### (1) 高齢者犯罪の推移

一般刑法犯における検挙人数は1986年から2012年までの26年間の推移を年齢層別にみると（図4）、40歳代までは減少傾向だが、65歳以上の高齢者犯罪（検挙人数）の増加率は4.7倍と人口増加率の2.4倍を上回る増加率（表3）を示している。データは高齢世代の特異性を明示している。

### (2) 高齢者が加害者となる暴行事件の検挙人数は62.9倍!!

高齢者の検挙人数の推移を平成元年である1989年から2012年までの23年間という期間でみると、法務省が定義づける凶悪犯である殺人は3.1倍、強盗は14.5倍に増加している。特に増加が著しいのは、暴行の62.9倍

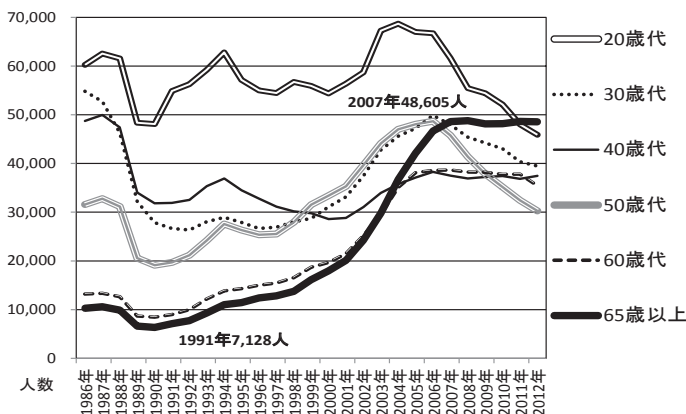


図4 年齢層別にみた一般刑法犯における検挙人数の推移（単位：人）

出典：『平成25年版犯罪白書』「4-4-1-1図 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）」および総務省統計局「第3表 年齢（5歳階級及び3区分）、男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」より作成



表3 1986年から2012年（26年間）での一般刑法犯の検挙人数の増加率

(単位：倍)

増加率	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳以上
検挙人数	0.8	0.7	0.8	1.0	2.7	4.7
年齢層人口	0.8	0.8	1.0	1.0	1.8	2.4

出典：『平成25年版犯罪白書』「4-4-1-1図 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）」および総務省統計局「第3表 年齢（5歳階級及び3区分）、男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」より作成

である。傷害の10.5倍を遙かに上回る驚異的な増加率を示している。その間の一般刑法犯の増加率は7.3倍であり、高齢者による暴行事件の特異性と凶悪犯化が際立っている（法務省 2013）。法務省は、なぜ高齢者が加害者になるのか、どのようなメカニズムで高齢者犯罪が生起するのかを特定できていなかった。

## 6. 高齢者犯罪の4つの説

筆者は「激増する高齢者犯罪」（中尾 2014）において高齢者が加害者となるメカニズムについて4つの説を提示している。以下に4つの説の概略を示す。

### (1) 高齢者の孤立説

時代の変化に伴い高齢者が社会と家族から孤立しているという説である。法務省を始め研究者の多くがこの言説を支持している<sup>3)</sup>。確かに時代、社会、家族関係の変化に伴い高齢者が孤立しやすい状況下になっている。それゆえ解決策としては、高齢者を孤立させない、絆や繋がりを築こうという結論を示す論文が多い。しかしこの対策が有効なのは、経済力、健康、人脈、知識に恵まれた層に対してであり、資源が乏しい層の人には絵に描いた餅でしかないと考えられる。

法務総合研究所が2006年に実施した「高齢受刑者と高齢保護観察対象者に対する調査」では、高齢受刑者が刑務所に入る前も出所後も社会的に孤立しており、公的支援が再犯防止に必要な不可欠であるとの知見が示されている（法務総合研究所 2007）。

## (2) 認知症説

前人未踏の超高齢社会を突き進む長寿大国日本は、これまで経験したことのない数の認知症患者が国の予想を上回るペースで激増中である。加齢によって認知機能が低下した高齢者を含めると国が示すデータを遙かに上回る数値になる。

今までの日本社会は高齢者を地域社会と家族とで包摂してきた。今後の日本社会は、ひとりぼっち化が進むと予想される。認知症高齢者の増加は、「ひとりぼっち」ゆえに行方不明時に届出を出してもらえない高齢者の増加、認知機能の低下による高齢者をターゲットにした詐欺等犯罪の増加、医療施設と介護施設の不足、高齢者の経済苦による生活保護申請者の増加、家事など日常生活に困る高齢者の増加などを誘発するであろう。対応しきれないほころびとして生起する社会現象の側面として万引きや暴行等の高齢者犯罪が捉えられる。

## (3) 確信犯説

高齢者は万引きや暴力事件では拘留されない傾向と送検されても起訴猶予になる傾向がみられる。そのため警察沙汰になった場合は不運なだけで仕事での地位、社会関係、人間関係等で失うものが無いため痛くも痒くもないと考える高齢者が存在するのも事実である。確信犯的に罪を重ねる高齢者と認知症等の高齢者とをどう区別するのは現場任せの傾向があり現場では難しい局面を迎えている。

## (4) 犯罪多発世代（コーホート）説

### ①犯罪多発世代説とは

犯罪多発世代とは1940年から1946年生まれの出生コーホートをいう。戦後の少年（14～19歳）凶悪犯は1959年が最多であり、未成年（19歳以下）凶悪犯は1960年が最多であった。筆者はこの両方の時期に該当する出生コーホートを犯罪多発世代と名付けている。

### ②犯罪多発世代説への否定的見解

犯罪多発世代は後述する検挙人数（図5～7）から考察すると他世代と比べて多くはない。この点を論拠として犯罪多発世代など存在しないという研究者もいる。例えば、太田達也研究グループは「犯罪者率（人口10

万人あたりの検挙人数)」データを論拠として世代の比較分析を実施している。その結果「特定の世代の犯罪者率が高いということが言えないことがわかる」と記しており、さらに「近年の高齢犯罪者の増加は、犯罪者率の高い特定の世代グループが高齢期に達したためでなく、平成6年以降（特に、平成10年以降）の何らかの外的要因であることが確認できる」（太田 2013：13）としている。

しかし筆者の解釈では、少年期の凶悪犯に限定して犯罪多発世代を他世代と比較した場合、凶悪犯が非常に多くなっていることがデータから明らかになっている（図8～10）。同じデータ源であってもデータをどの視点から考察するかによって映し出される側面が異なる例であろう。このように多面的に考察することが社会現象を考察するうえで重要ではないだろうか。

### ③少年期までの経験が成人期以降へ影響するという知見

犯罪社会学者である福島章（上智大学名誉教授）曰く「高齢者の犯罪が多いのは、悲惨な戦争体験のトラウマが影響しているのではないか。統計的にも、戦後の安定期に生まれた世代の犯罪率は低くなっている。また、高齢になっても、体力的に元気な人が増えたことも一因だろう」と分析している（福島 2006）。この児童期までの経験がその後の人生にネガティブに影響を及ぼしているという説は、1929年に生じた世界大恐慌がアメリカの子どものライフコースへいかに影響したのかを縦断調査によって検証した知見がある。それはライフコース研究の先駆者であるグレン・H・エルダー, Jr. の『大恐慌の子どもたち』等に示されている。エルダーの知見によると、大恐慌を経験したタイミングが記憶に残らないような年少世代（1928～1929年生まれ）と生活苦を記憶に残す人も多い年長世代（1920～1921年生まれ）とを比較した場合、成人期以降に不安定なパーソナリティの形成、不安定な結婚生活、不安定な職業経歴を経験したのは年少世代であった。

福島とエルダーに共通しているのは、幼少期のネガティブな経験（時代効果）が成人期以降にもネガティブに作用しているコーホート効果であるといえるであろう。つまり、犯罪多発世代の場合には、幼少期に経験した第二次世界大戦の混乱期の影響が高齢期に作用していると考えられる。

太田達也研究グループの知見でも示されているように1935年から1944年の出生コーホートで凶悪犯がやや高い傾向を示している要因の1つは、

今回は分析対象としていないが犯罪多発世代の前世代が含まれているため戦禍や疎開生活など戦争の影響が人生に刻印されている可能性が推察される。

#### ④犯罪多発世代の少年期を考察する理由

犯罪多発世代を検証するためにはコーホート分析を行う必要がある。しかし各年の年齢別犯罪データは非公表であるため分析は不可能である。ただし少年期のデータは、2年区切りで公開されているためにコーホート分析を行うことが可能であった。前述の通り、少年期までの経験が成人期以降へ影響するとの知見があるため犯罪多発世代の少年期を検証することは意義があると考えられる。

#### (5) 高齢者犯罪の出入り口

高齢者犯罪は上記4つの説による複合的な要因によって生起する。懲罰ではなく医療ケアが必要な高齢者に対しては、裁判ではなく残りの人生を安心して生活できる支援が必要である。高齢犯罪者をどのように支援するのかは、模索しながら活動が開始したばかりであるが、現段階では都道府県によって差異や温度差が生じている。方向としては、裁判に至る前段階で福祉支援につなげる方向と、もう一つは受刑施設を出所後に再犯につながらないように公的支援体制を整える方向である(吉田 2009)。終の棲家として受刑施設を希望しないで済む社会へと変化していくことが高齢者犯罪を減少傾向へ導く策であろう。

### 7. 少年期における補導・検挙人数の推移

本節では、犯罪多発世代を含む1940年代組と団塊ジュニア世代を含む1970年代組との少年期における補導・検挙人数の推移を3つの視点から比較分析する。1つ目は実際の人数、2つ目は各年齢層を母集団とした人数、3つ目は人口10万人あたりの人数である。

#### (1) 実際の人数からみた補導・検挙人数の推移

少年期に補導・検挙された人数は、14歳・15歳時点では1940年組<sup>4)</sup>が多く18歳・19歳では減少傾向になる。1970年代組は、その逆の傾向を示している(図5)。両世代の増減傾向は対照的である。この数値の背景には、犯罪多発世代は学生運動や安保闘争、団塊ジュニア世代では学校での

## 犯罪多発世代の少年期

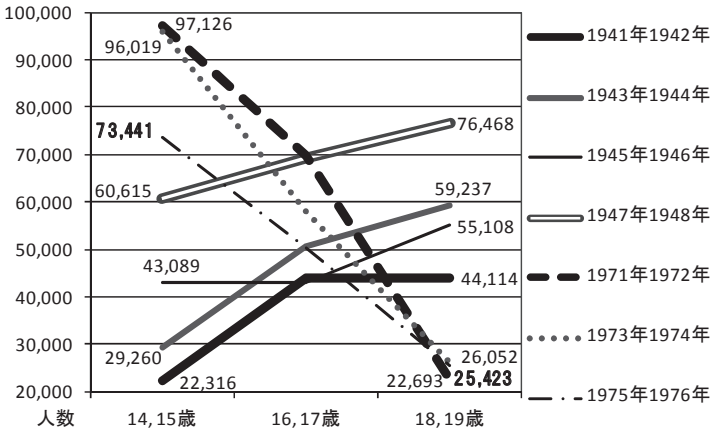


図5 実数からみた補導・検挙人数の推移（単位：人）

出典：統計局ホームページ「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名，年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」より作成

いじめ問題や校内暴食、暴走族などが社会問題化していた時代背景が推察される。

犯罪多発世代説は、このデータからは肯定されない。検挙人数は犯罪多発世代よりも人口の塊世代である団塊世代の方が多。

### (2) 各年齢層を母集団としてみた補導および検挙人数の推移

同じ補導・検挙人数を各コーホートの年齢層内における人口1万人あたりの人数に変換する（図6）<sup>5)</sup>。母集団の設定の仕方次第で、アウトプットされるデータの印象が変化してくることを読み取ることができる。

実際に所属する年齢層を母集団として、その年齢層のどれぐらいの人が補導・検挙されているのかを考察すると14歳から17歳までは、犯罪多発世代よりも団塊ジュニア世代の方が突出して多く見える。人口の塊世代である団塊世代は目立たなくなる。このデータからも犯罪多発世代説は肯定されない。

### (3) 人口10万人あたりの人数でみた補導・検挙人数の推移

同じデータを人口母集団のサイズを均一にした全人口10万人あたりの

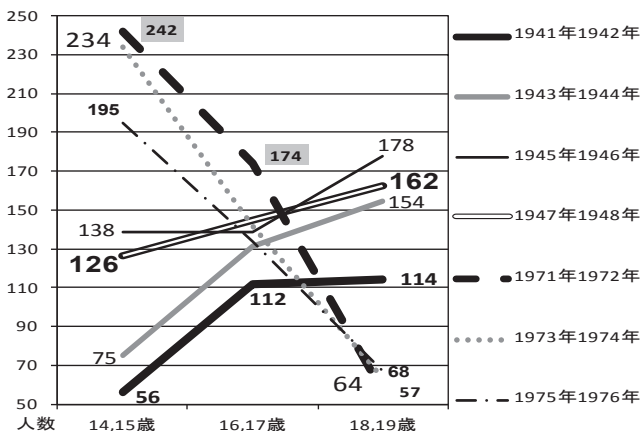


図6 各年齢層を母集団としてみた補導・検挙人数の推移（単位：人）

出典：注表1と同じ

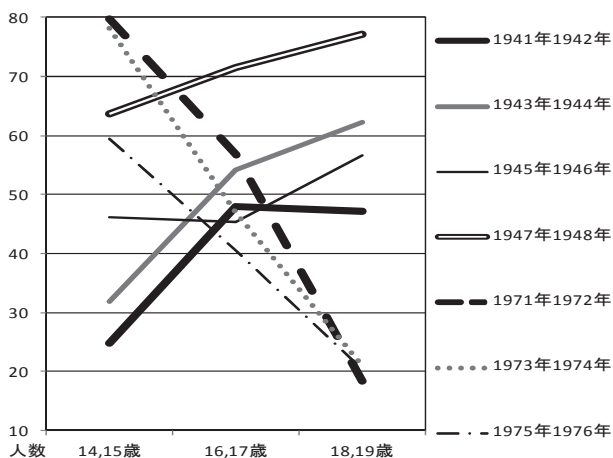
人数に変換すると図表7になる。実際の補導・検挙人数（図5）と各コーホートの年齢層内における人口1万人あたりの人数（図6）とは異なる側面を確認できる。図表7は母集団の大きさを考慮から外すため全人口比で計算している。このデータからも犯罪多発世代説は肯定されないが、団塊世代の多さが際立つ結果となった。

各種の検挙人数分析の結果、少年犯罪は加齢に伴い1940年代組は減少傾向、1970年代組は増加傾向であることが確認された。2年で1つのコーホートを設定しているが、ほんの1歳、2歳程度年齢が異なるだけで一貫性のある異なる傾向を示している点にも注視する必要があるであろう。各コーホートともに数値が高い世代は高い水準で推移しており、数値が少ないコーホートは少ない水準で推移している。つまり、各種の検挙人数を比較した結果はコーホート（世代）効果を確認する論拠データになると言える。

同じデータを論拠にしてデータ分析を行っても、高齢者犯罪は多くないと結論づける論文も散見する。例えば、高齢者犯罪を取りあげた数少ない論文の1つである矯正協会附属中央研究所<sup>9)</sup>の藤野京子による「公式統計からみた年齢と犯罪の関係について」論文では、検挙人数データを論拠として「概して60歳以上の犯罪者数は、他の年齢層に比べて低い」（83頁）、

図表7 人口10万人あたりの補導・検挙人数の推移（単位：人）

出生コーホート	14, 15歳	16, 17歳	18, 19歳
1941年 1942年	25	48	47
1943年 1944年	32	54	62
1945年 1946年	46	45	57
1947年 1948年	64	71	77
1971年 1972年	80	57	18
1973年 1974年	78	47	21
1975年 1976年	59	41	20



出典：総務省統計局「第4表 年齢（各歳），男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」および「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名，年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」より作成

「60歳以上の犯罪者数に対する人口比は、近年上昇しているとは言えない」（84頁）と述べている（藤野 1994）。

どの類の犯罪が重点的に摘発されるのかは、警察による検挙方針や時代や社会背景によって異なるであろう。例えば、団塊ジュニア世代では校内暴力や暴走族関係で一過性の犯罪タイプが多く、成人期移行へは影響しないタイプが多いのではないかと推察される。窃盗では駅前に置いてある自転車を泥棒す

る類の犯罪が多いと推察する。各世代に共通しているのは軽い犯罪が多数を占めている点である。筆者は解釈に幅を生じさせる要因として検挙の件数や人数といった表層ではなく、犯罪の種類や特質を考察する必要があると推察した。

## 8. 少年期における凶悪犯人数の推移

犯罪多発世代の特質の1つは、犯罪の悪質性であると仮定するに至った。そこで本節では、凶悪犯罪に限定したうえで同種の世代比較を行う。

### (1) 実際の人数からみた凶悪犯人数の推移

実際の人数から凶悪犯人数をみると、世代の差異が明確になり補導・検挙人数とは全く異なる傾向を示している(図表8)。犯罪多発世代を含む1940年代組における凶悪犯傾向は、まさに桁違いに高く検挙人数では上回っていた団塊ジュニア世代を含む1970年代組を大幅に上回っている。このデータは犯罪多発世代説を肯定する論拠となるであろう。人口が多い団塊世代よりも、1941年と1942年のコーホートの方が16歳から19歳までの期間に実数で多い数値を付けている点は注目に値すると言える。

### (2) 各年齢層を母集団としてみた凶悪犯人数の推移

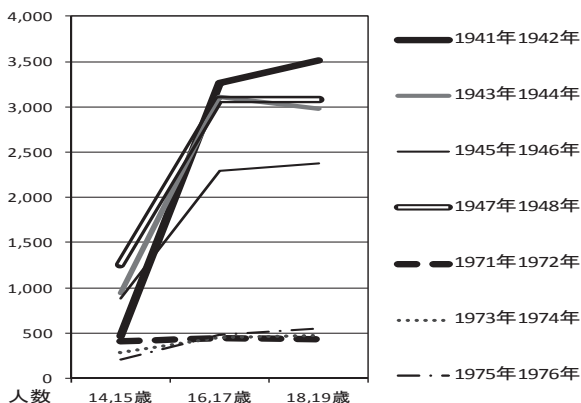
各年齢層を母集団としてみた凶悪犯数の推移をみると、図表9からは実際の人数から得られた傾向と同様の結果が読み取れる。興味深い点は、比較用に投入した1947年と1948年生まれの団塊世代が、検挙人数では犯罪多発世代よりも多かったにもかかわらず、年齢層に占める凶悪犯人数では犯罪多発世代よりも低い水準に位置していることである。

補導・検挙人数の推移とは異なり、1940年代組と1970年代組の両方において加齢と共に凶悪犯罪が増加傾向にある。各年齢層に占める凶悪犯人数は、16歳から19歳までの期間に団塊世代を引き離すかたちで犯罪多発世代の方が圧倒的に多い。1970年代を含む団塊ジュニア世代は犯罪多発世代と比べると低水準で推移している。団塊ジュニア世代の凶悪犯は14歳と15歳時点では少ないが16歳以上になると増加する。補導・検挙率は加齢に伴い減少しているにもかかわらず、凶悪犯は増加するという対照的な行動を示している。このデータも犯罪多発世代説を肯定する論拠となるであろう。



図表 8 実数からみた凶悪犯人数の推移

出生コーホート	14,15 歳	16,17 歳	18,19 歳
1941 年 1942 年	464	3,268	3,512
1943 年 1944 年	938	3,110	2,982
1945 年 1946 年	882	2,289	2,377
1947 年 1948 年	1,254	3,080	3,077
1971 年 1972 年	409	447	431
1973 年 1974 年	280	445	476
1975 年 1976 年	202	480	552



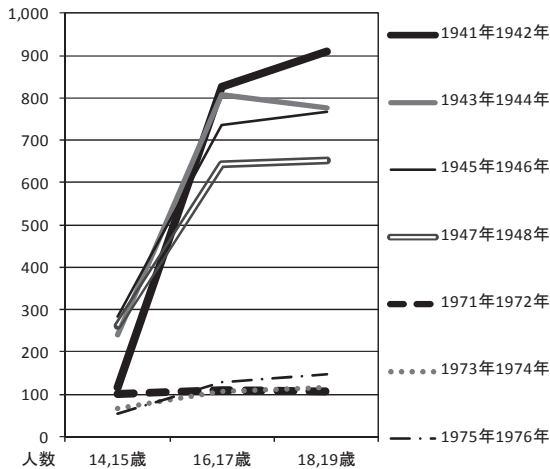
出典：総務省統計局「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名、年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」より作成

### (3) 人口100万人あたりの人数でみた凶悪犯人数の推移

図表10からも世代による差異が明らかである。人口100万人あたりでデータをみると、1940年代組は高水準、1970年代組は低水準で推移していることが読み取れる。少年凶悪犯は14・15歳と16歳以降とを比較すると加齢に伴い1.5倍から2倍へと増加すると解釈することが可能である。犯罪多発世代では、凶悪犯の増加率が3倍から7倍の幅で大きいことも分かる。結論として犯罪多発世代は、少年期の凶悪犯罪が多いことが検証された。そして、このデータも犯罪多発世代説を肯定する論拠となるであろう。

図表9 両世代における凶悪犯が各年齢層の人口100万人あたりに占める人数（単位：人）

出生コーホート	14, 15歳	16, 17歳	18, 19歳
1941年 1942年	117	827	911
1943年 1944年	240	809	777
1945年 1946年	283	737	766
1947年 1948年	262	643	652
1971年 1972年	102	112	108
1973年 1974年	68	108	116
1975年 1976年	54	127	147



出典：総務省統計局「第4表 年齢（各歳），男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」および「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名，年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」より作成

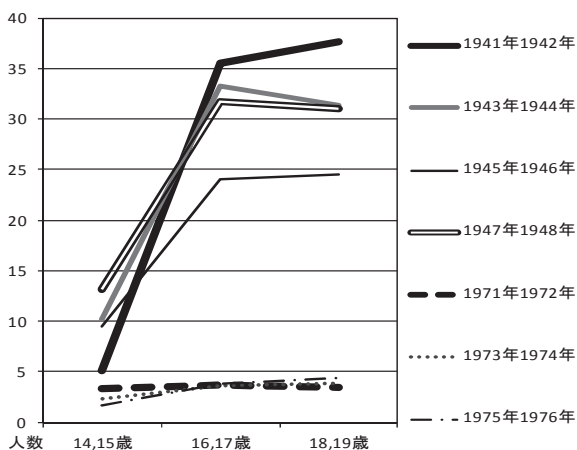
## 9. 結論と今後の課題

### (1) 結論

少年犯罪は凶悪犯を含めて減少傾向であるにもかかわらず法律は厳罰化へと方向転換した。他方で、警察に検挙された人を年齢層別にみると（表3）高齢者の増加が著しい。本稿では、高齢者が加害者となる4つの背景とメ

図表10 当該年齢層100万人当たりの人数でみた凶悪犯人数の推移（単位：人）

出生コーホート	14, 15 歳	16, 17 歳	18, 19 歳
1941年 1942年	5	36	38
1943年 1944年	10	33	31
1945年 1946年	9	24	24
1947年 1948年	13	32	31
1971年 1972年	3	4	3
1973年 1974年	2	4	4
1975年 1976年	2	4	4



出典：総務省統計局「第4表 年齢（各歳）、男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」および「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名、年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」より作成

カニズムの説のうち犯罪多発世代説をとりあげ、犯罪多発世代の少年期のデータを検証した。

検証の結果、犯罪多発世代の少年期の特徴は補導・検挙率を人数ベースでみた場合、この世代の犯罪率は際立って多いとは言えず、犯罪多発世代説は肯定されない。むしろ犯罪多発世代よりも人口の塊世代であるがゆえに団塊世代の補導・検挙人数が目立つ結果となっている。

視点を換えて少年凶悪犯に限定すると犯罪多発世代の多さが検証された。実際の人数、当該年齢層集団内での比率、人口100万人あたりの比率といった3つの水準全てで犯罪多発世代は突出して高いことが明らかになった（図表8～10）。特に各年齢層内における比率の高さが特徴的である。なぜ凶悪犯が多くなっているのかは今後の分析課題としたい。

## (2) 増加するセーフティネットを持ってない人々

幼少期には歴史の渦に巻き込まれたかつての少年少女が今や高齢者である。人口構成比が変化して高齢者割合が増加中である。高齢化率は2013年の約25%から2050年には約40%へと増加する。今後、高齢化率は増加速度をさらに速めて長寿の高齢者であふれる社会となる。日本国の経営収支からみると社会保障制度に厚い期待は寄せづらい。近い将来、今までより多くの未婚・離婚・死別・障がい者・非正規雇用・低賃金正規雇用が社会構成比を占める。労働市場では正規雇用と非正規雇用の2極化が進み限界点に近い状態であると言えよう<sup>7)</sup>。次いで正規雇用職に対する低賃金化や長時間労働といった悪条件を課す傾向も強い<sup>8)</sup>。「ひとりぼっち」や社会的弱者になる可能性は特定の因子保有者ではなく、今や誰にでも起こりうる時代になっている<sup>9)</sup>。

政府や大方の研究者が示す方略である絆を作ろう作戦は失敗に終わるであろう。経済力・健康・人脈・知力・情報・行動力が無い無い尽くしの人には絆を築くのは困難であると言える。それゆえ日本社会は時代の変化に即応するかたちで婚姻形態、居住形態、雇用形態にかかわりなく各人が個人単位で生活することを基本とした支援体制を創り新たなセーフティネットを構築していく必要がある。日本国はそういう時代局面を迎えている。高齢者犯罪の増加という社会現象は、社会変化の波に乗り切れなかった人が示すサインである。

## (3) 今後の課題

### ①聞き取り調査（質的調査）の必要性

コーホート効果の視点から犯罪多発世代の特質を解明するためには、受刑（経験）者而非受刑（経験）者との比較分析を行う必要がある。彼（女）らの幼少期における家庭環境（母性剥奪の有無）、家庭経済の状況（経済剥奪の有無）、本人の学業成績、心身の健康状態などを本人・家族・

知人からの聞き取りに加えて、学校や公的機関での記録との照合を実施することで特質を浮き彫りにすることができる。

## ②データ公開（量的調査）の必要性

コーホート分析によって世代の違いによる犯罪特質の差異性を検証するためには、これまでに公表されていない各年齢の犯罪データの公開が必要である。蓄積されている公のデータを研究目的に利用できる環境は、アメリカと比べて日本は相当に遅れている。

今回の利用可能な限られたデータによる検証では、これまでの犯罪学における知見とは異なる側面が浮き彫りになった。例えば、犯罪学の古典書として著名なグリュック夫妻の『少年非行の解明』での対象者を追跡調査したラウブ, J. H. (Laub, John H.) と Sampson, R. J. (Sampson, Robert J.) のライフコース犯罪学研究<sup>10)</sup>においては、少年期での非行行動はライフコース上の一時的な行動であり、兵役や仕事や結婚のような社会的絆の構築ができれば成人期以降の犯罪行動とは連動しない傾向があることが指摘されている (Doherty 2009)。とはいえ、日本で生起している犯罪多発世代の犯罪行動は少年期から高齢期に至るライフコースの全過程において顕著で凶悪な犯罪行動を示している。他方で、少年期および成人期までは犯罪行動を示していないにもかかわらず高齢期になってから犯罪加害者になる高齢者が出現している点も特筆に値する。長寿化による認知機能の低下が要因の1つとして推察されるが、犯罪の各年齢別データも健康保険等の個票データも利用できる環境にはないために要因の特定が困難であろう。

## ③分析の深化

高齢者犯罪の特質をより詳細に分析するためには他世代との比較分析および性別に考察する必要がある。既存データからは顕著な男女差がうかがえる。さらに犯罪の種別にも考察を深める必要があり、そうすることで犯罪抑止策を明確にすることができるであろう。

### 注

- 1) 犯罪データを用いて検証する場合には、同種類だが意味内容が異なるデータが複数存在する。刑法犯のデータ1つにしても、一般刑法犯は刑法犯総数

から業務上等過失致死傷（交通関係）を除いた数値であるために、1941年以降のデータでは少ない人員数となる。『犯罪白書』でも、検挙人員を調べると一般刑法犯データが掲載されている。

また、少年と成人とを比較しようとする、刑法犯データでは少年を含む人数で表示されているために少年を引き算して使用する必要がある。少年データは少年のみで別項目等でも数値が計上されている。成人データのみを扱う場合には留意する必要がある。

成人データは、認知件数、検挙件数、検挙人員とで別々に数値が計上されている。どのデータを用いて検証するかで図表の印象が異なる。それ自体が分析対象にもなる。これも留意する必要がある。

- 2) 図では母集団のサイズによる誤差を無くすために母集団のサイズを揃えている。
- 3) 例えば、法務省法務総合研究所の鈴木亨，2009，「高齢犯罪者の現状と対策の在り方」、大津保護観察所の吉田研一郎，2009，「更生保護における高齢犯罪者の処遇と現状と課題」、慶應義塾大学の太田達也，2008，「高齢者犯罪の実態と対策」を参照されたい。
- 4) 1940年代組のコーホート分析では1940年データを記載していない。公開されている少年データは1939年と1940年生まれの2年間でひとくくりになされており犯罪多発世代以外の効果が混入するために分析からは除外した。
- 5) 人口1万人あたりの人数にデータを変換する際の基礎データを示す。補導・検挙人数と各年齢層の人口データを並べてその比率を計算すると以下の比率データを算出できる。

注表1：各年齢層を母集団としてみた補導・検挙人数の推移（単位：人）

水準	比率(1万人当たりの人数)			補導・検挙人員(人数)			年齢層の人口推計値(人数)		
	14,15歳	16,17歳	18,19歳	14,15歳	16,17歳	18,19歳	14,15歳	16,17歳	18,19歳
出生コーホート	56	112	114	22,316	44,114	44,114	3,960,000	3,951,000	3,856,000
1941年1942年	75	131	154	29,260	50,558	59,237	3,905,000	3,846,000	3,836,000
1943年1944年	138	139	178	43,089	43,089	55,108	3,114,000	3,107,000	3,103,000
1945年1946年	126	145	162	60,615	69,451	76,468	4,795,000	4,791,000	4,716,000
1947年1948年	242	174	57	97,126	69,800	22,693	4,013,000	4,006,000	4,004,000
1971年1972年	234	141	64	96,019	58,034	26,052	4,105,000	4,103,000	4,101,000
1973年1974年	195	134	68	73,441	50,483	25,423	3,773,000	3,767,000	3,766,000
1975年1976年									

出典：総務省統計局「28-3 一般刑法犯犯罪少年の罪名、年齢別検挙及び補導人員（昭和11年～平成16年）」および「第4表 年齢（各歳）、男女別人口（各年10月1日現在）－総人口（大正9年～平成12年）」より作成  
備考：人口元データは、単位が千人であるのに加えて推計値であるために、実際の国勢調査データとは多少のズレが生じている。母集団規模を揃えるために国勢調査ではなく総務省統計局のデータを使用している。

- 6) 矯正協会は、1888年に創立された大日本監獄協会を前身とした犯罪と非行の矯正行政に携わる機関である。矯正協会附属中央研究所の『中央研究所紀要』は、1991年の第1号から2010年の第20号までの間に106本の原稿が掲載されているが、高齢者犯罪を取りあげた論文は3本（2.8%）のみであった。他方で、タイトルに少年という用語が入っている論文は55本（51.9%）であった。1990年代以降は高齢者犯罪が増加傾向を示しているにもかかわらず、研究テーマとしては殆ど着目されてこなかったことが明確になる。
- 7) 中尾暢見，2012，「ひとりぼっち社会の到来」日本大学社会学会編『社会学論叢』173：61-84.を参照されたい。
- 8) 今野晴貴，2012，『ブラック企業』文藝春秋などを参照されたい。
- 9) 日本の将来をざっくりと推計すると、都市部では10中4人が生涯独身、他6人の既婚者のうち2人は離婚、2人は配偶者と死別後にひとりぼっちになる。残る2名のみが生涯にわたり家族に囲まれて過ごすことが可能であろう。つまり、ライフステージの差こそあれ、10人中8人は未婚既婚にかかわらず1人で生活することになる。8割がひとりぼっちとその予備群と考えると、個人単位の社会システムを構築しない方が異常事態であるとも言えよう。
- 10) ライフコース理論を用いての犯罪学研究は、『犯罪学 [第5版]』（リリー2013）でも、「21世紀前半の主流的犯罪理論」（邦訳489頁）として目されており、同書では研究内容が紹介されている。

#### 参考文献

- Doherty, Elaine Eggleston, J. H. Laub, and R. J. Sampson, 2009, “Group-Based Trajectories in Life Course Criminology”, G. H. Elder, Jr., J. Z. Giele eds., *The Craft of Life Course Research*, The Guilford Press : 187-210. (=2013, 玉井航太訳「ライフコース犯罪学におけるグループに基づくトラジェクトリ」, 本田時雄, 岡林秀樹監訳『ライフコース研究の技法』明石書店.)
- Elder, Glen H., Jr., 1974, *Children of the Great Depression: Social Change in Life Experience*. Chicago, IL., University of Chicago Press. (=1986初版/1991新版/1997新装版, 本田時雄, 川浦康至ほか訳『大恐慌の子どもたち—社会変動と人間発達』明石書房.)
- , 1992, “The Life Course”, Borgatta, Edgar F, Marie L. Borgatta eds., *The Encyclopedia of Sociology*, New York: MacMillan. 1120-1130.
- 藤野京子, 1994, 「公式統計からみた年齢と犯罪の関係について」矯正協会附属

- 中央研究所編『中央研究所紀要』4：81-92.
- Glueck, S., E. Glueck, 1950, *Unraveling juvenile delinquency*. New York: New York Commonwealth Fund. (=1953, 青少年問題協議会訳『少年非行の解明』大蔵省印刷局.)
- 福島 章, 2006, 「増加する高齢者犯罪65歳以上の刑法犯、1割 背景には「生活苦」も」『読売新聞 中部朝刊』読売新聞社, 29.
- 法務総合研究所, 2007, 「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析—」法務総合研究所編『法務総合研究所研究部報告37』法務総合研究所.
- 法務省, 1960～2013, 『犯罪白書』, (2014年6月8日取得, [http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo\\_nfm.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html)).
- 警察庁, 1973～2013, 『警察白書』(2014年6月8日取得, <http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>).
- 警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究, 2013, 「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」(2014年10月11日取得, <http://www.npa.go.jp/keidai/keidai.files/pdf/essay/20131220.pdf>).
- 公益財団法人矯正協会, 2014, 「矯正協会について」, (2014年6月14日取得, <http://www.kyousei-k.gr.jp/profile2014~.html>).
- 矯正図書館, 1991～2010, 『中央研究所紀要』1-20, (2014年6月14日取得, <http://www.jca-library.jp/resource/kiyou/kiyou20.html>).
- Lilly, J. Robert, F. T. Cullen, and R. A. Ball, 2011, *Criminological Theory: Context and consequences*, 5<sup>th</sup> Edition, Sage. (=2013, 影山任佐監訳『犯罪学—理論的背景と帰結〔第5版〕』金剛出版.)
- 中尾暢見, 1997, 「エルダーのライフコース理論への軌跡」家族問題研究会編『家族研究年報』23：84-94.
- , 2010, 「犯罪に走る高齢者—孤立化する人の「いま」と「未来」」穴田義孝ほか編『常識力を問いなおす24の視点—時代をとらえる手がかりを得るために—』文化書房博文社, 126-133.
- , 2014, 「激増する高齢者犯罪」専修大学人間科学学会『専修人間科学論集(社会学篇)』4(2)：101-117.
- 中村 隆, 1993, 「コーホート」森岡清美ほか編集代表『新社会学辞典』有斐閣.
- 太田達也, 2008, 「高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から」『ジュリ



スト』1359：116-127, 有斐閣.

鈴木 亨, 2009, 「高齢犯罪者の現状と対策の在り方」法務廳法規課編『法律のひろば』62(1)：30-39, ぎょうせい.

吉田研一郎, 2009, 「更正保護における高齢犯罪者の処遇の現状と課題」法務廳法規課編『法律のひろば』62(1)：48-56, ぎょうせい.